

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団サーバー等借上一式に係る
制限付き一般競争入札について

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団では、次のとおり制限付き一般競争入札を行います。

1 入札品目

別紙仕様書のとおりとします。

2 入札方法

- (1) 郵送入札とします（持参も可）。
- (2) 入札される方は、所定の入札書に必要事項をご記入のうえ、期限までに届くように郵送もしくは持参してください。
- (3) 郵送される方は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかにより郵送し、郵便局から渡される差出控えを保管してください。
- (4) 持参される方は所定の受付簿に署名の上、お渡しする受付票を保管してください。
- (5) 事業団の求めに応じて差出控え又は受付票の提示がない場合は入札を無効とします。

3 提出場所及び締切

(1) 郵送先

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団本部事務局(東京都三鷹市牟礼 6 丁目 12 番 30 号)

(2) 期限

令和 7 年 4 月 17 日（木） 必着 ※持参する場合は 17 時迄とする。

(3) 開札

令和 7 年 4 月 18 日（金） 午前 10 時

4 入札保証金

免 除

5 参加資格

次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 三鷹市の競争入札参加資格を有し、賃貸業務（種目番号 131）の登録がされていること。
- (2) 東京都内に本店、支店・営業所等を有し、東京都内において公示日現在 3 年以上営業を継続していること（支店・営業所等においては契約締結の権限を有する代理人を置いていること）
- (3) 過去 3 年間に契約金額 1,000 万円以上のクライアント・サーバシステムのリース契約の実績を有すること。

- (4) 販売会社が他の参加者の販売会社となっていないこと
- (5) 公告日及び開札日に、三鷹市において指名停止されていないこと
- (6) 経営不振の状態（※）にないこと
※経営不振の状態とは、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等、事業の正常な運営が困難になった状態
- (7) 三鷹市契約による暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。なお、契約の締結までの間に入札参加等排除措置を受けた時は、入札を無効にする。
- (8) 販売会社についても (2)、(5)、(6)、(7) の要件を満たすこと

6 入札参加受付

入札に参加を希望される方は所定の入札参加票を、4月14日（月）17時までにメールでお送り下さい。この日時までに入札参加票を提出されない場合には入札に参加できません。

また、4月16日（水）午前10時までに受領確認のメールが届かない場合はご連絡ください。ご連絡がない場合は入札参加票を提出されなかったものとして取扱います。

7 注意事項等

- (1) 入札書に押印する印鑑は、代表取締役等権限のある方の印鑑（三鷹市競争入札参加資格審査申請で届け出したもの）を押印してください。
- (2) 入札説明会は実施しません。仕様についての質問がある場合は、4月7日（月）17時までに、質問書に記載の上、メールでご連絡下さい。回答につきましては、質問をした入札参加希望者にメールで行い、合わせてホームページに掲載します。
- (3) 入札参加資格を満たさない場合は参加できません。後日、入札参加資格を満たさないことが判明した場合には、入札を取り消し、損害があればその賠償を請求いたします。
- (4) 1回目の入札において予定価格以下で入札された方がいなかったときは、後日2回目の入札を行い、なお予定価格以下で入札された方がいなかったときは、最低価格で入札された方と予定価格の範囲内で協議させていただきます。
- (5) 参加を辞退される方は、所定の辞退届をご提出ください。2回目の入札についても同様とします。
- (6) 開札の立ち会いについては、入札事務に関係のない職員が立ち会います。立ち会いを希望する参加者は4月16日（水）17時までに申し出てください。
- (7) 契約は、リース会社を相手方とするリース契約とします。
- (8) 不明な点につきましては、下記担当者までメール又はFAXでお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団本部事務局

TEL 0422 (44) 5211 FAX 0422 (44) 5052

電子メール suto.r@mitaka.or.jp 担当 須藤・竹嶋